

平成27年9月10日（木）

於・特許庁9階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会

第1回情報普及活用小委員会

議 事 録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 委員の紹介	1
3. 会議の公開について	2
4. 本委員会の設置について	3
5. 特許情報の普及活用施策の現状と課題について	4
6. 特許庁長官挨拶	37
7. 今後のスケジュールについて	38
8. 閉 会	39

開 会

○横井特許情報室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第1回情報普及活用小委員会を開催いたします。

事務局を担当しております特許庁総務部総務課特許情報室の横井でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、足元の悪い中、御多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本小委員会は、我が国における特許情報の普及と活用の一層の促進を目指し、平成27年7月24日に設置が承認されております。

委員の紹介

○横井特許情報室長 それでは、議事に先立ちまして、本小委員会の委員に御就任いただいた方々を御紹介いたします。

まず、政策研究大学院大学教授でいらっしゃいます後藤晃委員長。

筑波大学図書館メディア系准教授でいらっしゃいます石井夏生利委員。

日本知的財産協会副理事長、シスメックス株式会社研究開発企画本部副本部長兼研究開発企画本部知的財産部長でいらっしゃいます井上二三夫委員。

早稲田大学大学院法務研究科教授でいらっしゃいます上野達弘委員。

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事・広報委員長でいらっしゃいます釘宮悦子委員。

名古屋大学大学院法学研究科教授でいらっしゃいます鈴木將文委員。

NRI サイバーパテント株式会社代表取締役社長でいらっしゃいます高野誠司委員。

日本パテントデータサービス株式会社代表取締役社長でいらっしゃいます仲田正利委員。

弁護士知財ネットのほうから御推薦いただいております弁護士法人リバーシティ法律事務所弁護士でいらっしゃいます南部朋子委員。

日本商工会議所のほうから御推薦いただいております大和合金株式会社代表取締役社長

でいらっしやいます萩野源次郎委員。

日本弁理士会のほうから御推薦いただいております本多国際特許事務所弁理士でいらっしやいます本多敬子委員。

以上、11 名の方に委員に御就任いただきました。

それでは、本小委員会の後藤委員長に、一言御挨拶をいただき、これより先の議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○後藤委員長 それでは、御指名によりまして、本委員会の議事進行を務めさせていただきます。微力ではございますけれども、しっかりした議論ができますように努力したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会議の公開について

○後藤委員長 それでは、早速ですけれども、本日の議題について御紹介いたします。議題は、「特許情報の普及活用施策の現状と課題について」ということでありますけれども、その前にまず、本小委員会を設置した背景とか、御議論いただきたい論点などについて御説明いただきまして、その後で議題の「特許情報の普及活用施策」に入りたいと思っております。

まず、最初に、事務局のほうから配付資料の確認をお願いいたします。

○横井特許情報室長 まず、定足数を確認させていただきます。本日は、議決権を有する 11 名全員の委員の方に御出席いただいておりますので、「産業構造審議会令」第 9 条に基づき、本日の小委員会は成立となります。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。本日は、座席表、議事次第・配付資料一覧、委員名簿のほか、次の資料 1 から資料 3 の計 6 種類の資料をお手元にお配りしております。資料 1 が「会議の公開について」というタイトルのものがございます。資料 2 が「産業構造審議会知的財産分科会「情報普及活用小委員会」の設置について」というタイトルのものがございます。資料 3 が「特許情報の普及活用施策の現状と課題」というタイトルのものがございます。

以上でございます。不足または落丁等ございましたら、恐れ入りますが挙手をお願いできますでしょうか。

よろしいでしょうか。

続きまして、本小委員会の公開について説明いたします。一般の方々の傍聴を認めることとし、特段の事情がある場合を除き、議事録と配付資料を特許庁のホームページにおいて公開したいと思います。「会議の公開について（案）」ということでお手元に紙を配らせていただいておりますけれども、本会議は、原則として公開とします。また、配付資料は、原則として公開といたします。会議の議事要旨または議事録は、原則として公開いたします。また、個別の事情に応じて、会議または資料を非公開とするかどうかについての判断については、委員長に一任いただきたいということをお願いいたします。

また、議事録に関しましては、委員の皆様に関しましては、後日内容を御確認いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あと1点、お願いがございます。御発言いただく場合には、委員長から指名されましたら、お手元のマイクをお顔のほうに近づけていただきまして、御発言いただくようお願いいたします。

プレスの皆様、撮影はここまでとさせていただきますと思います。撮影されるプレスの方については、撮影のみの場合でございましたら御退場のほうをお願いいたします。

本委員会の設置について

○後藤委員長 それでは、これから議事に入りたいと思いますが、まず、最初に本委員会の設置につきまして、その背景あるいは御議論いただきたい論点について事務局のほうから御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○横井特許情報室長 それでは、お手元の資料2をご覧くださいませでしょうか。「情報普及活用小委員会」の設置について書かせていただいております。

1. に背景を書かせていただいておりますが、資料3で後ほど説明させていただくとすると重なる部分が多くございますので、簡単に御紹介させていただきますと、特許庁では、特許、実用新案、意匠、商標に関する公報を中心とした特許情報を扱っておりまして、それを、インターネットを通じてアクセスできるような環境を構築しているところでございます。

大企業、中小企業、大学、個人に至るまでいろいろなニーズがあるということで、その情報の普及を公的なサービスだけでやっていくのは難しい側面もございますので、公的なサービスと民間事業者によるサービスの「ベストミックス」ということで、これまで進め

できたところでございます。また、公報の情報を一層普及させていくに当たっては、情報流通に伴う法的な問題に適宜対処していく必要があるところでございます。

このような観点から、情報の普及を図っていくに当たり、環境変化に応じた世界最高水準の公的な特許情報提供サービスの実現を進めるとともに、法的な問題に適宜対処していくため、今般、外部有識者からなる「情報普及活用小委員会」を新たに産業構造審議会知的財産分科会に設置することとしたところです。

2. に、「情報普及活用小委員会」における審議事項等ということで書かせていただいております。今回の審議事項、大きく3つ挙げさせていただいております。1つ目の論点ですが、特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、これらが運営する公的な特許情報提供サービス、例えばJ-PlatPatのようなものになりますけれども、こういったサービスが今後いかにあるべきか、ということでございます。2点目として、法的検討も要する公報のあり方ということで、公報における住所掲載の問題等についてでございます。3点目として、中小企業への情報普及施策のあり方ということで、今後情報普及施策はいかにあるべきかについてでございます。

3. にスケジュールを書かせていただいております。まず、第1回、本日9月10日に開催させていただいております。第2回は12月21日を予定しておるところでございます。第1回で論点を確認いたしまして、第2回でその論点について深掘りして、それぞれの論点についての方向性を固めていければと考えております。第3回は2月から3月を予定しておりますけれども、ここで報告書を取りまとめていければと思っております。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

以上が、本委員会の設置の背景及びこの委員会で御議論いただきたい論点ということであります。

特許情報の普及活用施策の現状と課題について

○後藤委員長 早速、議論に入っていただきたいと思いますが、資料3を用いまして、特許情報の普及活用施策の現状と課題について事務局から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○横井特許情報室長 それでは、お手元の資料3で御説明させていただきたいと思います。資料の全体の作りですけれども、大きく3つのパートからなっております。まず、最初に、

現在の特許情報普及施策の状況ということで全体像を確認させていただきます。次のパートとして、先ほど申し上げた3つの論点についてもう少し背景を見させていただきます。3つ目のパートですけれども、最近の環境変化はこういったことが起きていますというところを踏まえて、今後の論点はいかがでしょうか、というような作りになってございます。

まず、最初の、現在の状況から見させていただきたいと思います。Ⅰ．現在の状況ということで書かせていただいております。

1．特許情報サービスの全体像ということで、下にポンチ絵を入れさせていただいておりますけれども、「創造」、「保護」、「活用」といった知的創造サイクルを回していくに当たって、「特許情報」というのが非常に重要な役割を担っているということを模式的に表させていただいております。例えば、左下にあるような研究開発等の重複投資の防止、研究開発等のイノベーションの推進といったところを、特許情報を活用することで実現することができるといったところを記載させていただいたところでございます。知的創造サイクルを回すに当たって、特許情報は重要だということを再確認させていただいているスライドでございます。

次の2ページにまいりまして、もう少し具体的に、特許情報というのはどういうふうに使えるかというところを紹介させていただいております。これは主に特許を念頭に置いた場合のポンチ絵でございますけれども、研究開発や製造などの各段階において特許情報というのがどのように使えるかをもう少し具体的に見たところでございます。これを見ていただきますと、いろいろな場面で特許情報が活用できるということが御理解いただけるのではないかと思います。こういった形で、特許情報というのは経営に非常に重要な情報であるということがみえるかと思います。

我が国では、この特許情報について、国がデータベースの整備を図り、ユーザーにインターネットを通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を講じることが、知的財産基本法でも求められておるところでございます。

3ページにまいりまして、国がこういった形でサービスを提供しているのかという全体像をポンチ絵に整理させていただいております。左側に、公報ということで、法律に基づいて公報を発行させていただき、インターネットを通じてユーザーの皆様がアクセスできるような環境をつくっているところでございます。

その隣、「バルクデータの提供」と書いておりますけれども、公報等の情報を一括して束にしまして、民間サービス事業者の方に提供しているところでございます。民間サービス

事業者の方は、それに付加価値をつけるような形で、さらに高度なサービスをユーザーの方に提供しているところでございます。

その隣、J-PlatPat 等を通じてですけれども、インターネットを経由して、官のほうからも基本的な検索・照会サービスを無料でユーザーの方に提供させていただいておるところでございます。

また、外国庁からも、インターネットを通じて、ユーザーの方に直接サービスを提供しているところもあるということでございます。全体として見ますと、こういった形でユーザーの方にサービスが届いていると考えております。

その下、2. の特許庁／INPIT が提供する主な特許情報サービスについて見ていきたいと思えます。

まず、(1) としてインターネット公報ということで、特許法に基づき、特許庁は「公報」を発行させていただいております。1 枚めくっていただきまして、インターネットで公報を発行しているサイトのトップページでございますけれども、こういったサイトから公報を提供しているところでございます。

次の 5 ページに、発行している公報種別とその変遷ということでまとめさせていただいておりますけれども、以前は、紙で全ての公報を発行しておったところでございますが、その媒体が CD-ROM、DVD というふうに変わっていきまして、平成 27 年 4 月からは全てインターネットを通じて公報を発行させていただいておるところでございます。

また、その下、(2) 特許情報プラットフォームということで書いておりますけれども、平成 11 年 3 月に「特許電子図書館 (IPDL)」というインターネットを通じた公報の情報などの特許情報を発信するサービスを特許庁のほうから開始させていただいたところがございます。そのサービスを長く続けてきたわけでございますけれども、平成 27 年 3 月にそれを刷新しまして、新たな特許情報提供サービス「特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)」というサービスを開始させていただいたところがございます。これは、我が国で発行した公報に加えまして、主要国、諸外国で発行された公報の情報についても蓄積しており、それらを文献番号や分類、キーワードを通じて検索できるサービスでございます。

1 枚めくっていただきましたところに J-PlatPat のトップページのイメージをおつけしておりますが、これを見ていただきますと、特許・実用新案を探す例として、こういった形で入力していただけると検索できますというような検索例があらかじめグレー表示されるなど、初心者の方でも簡単に利用していただけるようなサービスということで提供さ

せていただいております。

その下に、(3) で中韓文献翻訳・検索システムということで書かせていただいております。こちらは27年1月から開始させていただいておりますけれども、中国語・韓国語の特許・実用新案の公報を全文機械翻訳しまして、日本語でテキスト検索できるようにしたシステムでございます。こちらを審査官も用いておりますし、一般のユーザーの方にも無料で公開しております。

次の7ページに検索のイメージを入れておりますけれども、左側に、日本語のキーワードを入力していただいて検索しますと、右のような画面が出てまいりまして、入力したキーワードが着色して、反転された形で表示されるという作りになっております。

その下、(4) は外国特許情報サービスということで、特許庁のほうでは、海外庁と公報などのデータ交換をやらせていただいております。このデータ交換により入手した公報の情報、それを発信するためのツールとして、「外国特許情報サービス (FOPISE)」というサービスを、平成27年8月から開始させていただいております。こちら一般のユーザーの方に無料で開放しておりますけれども、こちらは簡易な検索と番号を入れて照会することができるサービスでございます。現在は、ロシア、オーストラリア、台湾の情報が入っているところでございます。

1枚めくっていただきましたところにFOPISEのサービスの全体像を書いております。左上にトップ画面を載せております。J-PlatPat ほど高度な作りではありませんが、J-PlatPat には入っていない外国の文献について、アクセスできるようなサービスになっております。

ここまでが、官のほうで提供させていただいております主なサービスでございますけれども、次のⅡから2つ目のパートに入りまして、先ほど申し上げました3つの論点について見ていきたいと思います。

まず1つ目、官のサービスがいかにあるべきか、というところでございますけれども、1. として特許情報提供サービスの現状ということで書かせていただいております。

次の9ページに飛びまして、四角囲みをしておりますが、平成26年2月に産業構造審議会知的財産分科会、この小委員会の一つ上の組織になりますが、そちらのとりまとめの中で、四角囲みのような提言がなされておるところでございます。四角囲みの3行目あたりから見ていきますと、「官民の役割分担に留意しつつ、世界知的所有権機関や欧州特許庁など諸外国の同様のサービスを超える世界最高水準のサービス提供を目指しなさい」という

ような宿題を我々はいただいておるところでございます。少し飛びまして、「内外の知的財産情報のうち基本的な情報を、諸外国特許庁による情報提供の状況等勘案して標準的な機能とともにインターネットをはじめとするオープンな方法で提供しなさい」というような宿題もいただいております。

四角囲みの下になりますが、これまで我が国特許庁は、法律に基づき公表が義務づけられている情報を含む基本的な情報を、利用者を限定することなく、広く一般公衆に対してインターネットを通じて提供してきたところでございます。また、国が提供する基本的な情報のみの利用では必ずしも十分ではないところがありますので、付加価値のついた情報が必要となる。民間サービス事業者の方には、高度な検索機能や、国が提供する基本的な情報に付加価値をつけた情報を提供していただけてきたところでございます。

このようなところを、「国と民間とのベストミックス」と我々呼んでおりまして、一般ユーザーの方の多様なニーズに、このベストミックスで応えてきたところでございます。このような官民の役割分担に留意しつつ、世界最高水準の特許情報提供サービスの実現を、これまで目指してきたところでございます。

次の 10 ページから 11 ページにかけまして、海外庁のサービスを少し見させていただいております。11 ページの表に一覧でまとめさせていただいておりますけれども、表の左上に日本のサービスである J-PlatPat のサービスを整理させていただいております。こちらを見ますと、真ん中より下ほどにあります近傍検索から下のあたりについては、我々のほうはサービスを提供していないところがございます。丸がついているのは無料でサービスをしておるところ、二重丸がついているのは有料でサービスをしておるところでございます。外国庁、例えば日本の隣の WIPO や欧州特許庁などを見ていきますと、我々はバツがついているところでも、丸や二重丸がついているところがあるということで、海外庁のサービスがこのような状況にあることも踏まえつつ、検討していく必要があると考えておるところでございます。

11 ページの下（3）から次のページにかけてですけれども、我が国における国と民間サービス事業者との協力事例ということで、一つ御紹介させていただいております。真ん中ほどにポンチ絵を書いておりますが、先ほど申し上げましたように外国庁と公報の情報のデータの交換をさせていただいております。そこで入手してきたテキストデータを、我々のほうから公的研究機関に提供しまして、公的研究機関のほうで機械翻訳の研究を行っております。我々の提供したテキストデータを利用して、研究した際に出

てくる副産物であります対訳コーパス、こちらは複数の言語の文の対といったものでございますけれども、対訳コーパスや対訳辞書というものを我々のほうにも共有いただいているところでございます。

また、共有いただいたコーパスや辞書といったものを、民間の機械翻訳を研究している方に共有いたしまして、その研究の成果を我々のほうにも共有いただいているところでございます。我々のほうは、入手してきたテキストデータを、共有いただいた研究開発の成果も踏まえつつ、対訳辞書を利用して機械翻訳をする。機械翻訳をした結果である、機械翻訳文を一般ユーザーの方に提供するというサービスをやらせていただいております。

また、機械翻訳文については、民間サービス事業者の方にもバルクで提供しておりまして、民間サービス事業者の方のサービスにも御活用いただいているようなところでございます。こういった形でもともと入手してきたテキストデータを、いろいろな協力のプロセスを経て我々のサービスの向上にも使っておりますし、民間サービス事業者の方のサービス向上にも役立てていただいているところでございます。

また、そのポンチ絵の少し上に書いてありますけれども、我が国の公報、及び、書誌情報や経過情報等を利用しやすい形式に変換・加工した「整理標準化データ」というものがございます。また、外国庁との特許情報データ交換によって受領した外国公報の原文のテキストデータ、また日本語で作成した外国公報の要約、「和文抄録」と我々呼んでいるものでございますけれども、これらの情報を民間サービス事業者の方に提供することによって、民間サービス事業者のサービスに役立てていただいているところでございます。

こういったところが論点1の背景に当たる部分でございます。

続きまして、その下、2. 公報でございますが、ここからが論点2に関するところでございます。(1) ですが、特許庁では、特許法、実用新案法、意匠法、商標法に基づき、公報を発行させていただいております。公報の主な役割は、大きく分けると2つあるかと考えております。1つ目が、「出願情報」を一般に広く公開していく。これにより重複投資を防止し効率的な投資を促すというところ。2つ目が、権利の範囲を示す「権利情報」を一般に提供していく。これにより紛争を回避するとともにその活用を促す権利の公示をしていくというところ。この2つが大きな役割と考えております。

次の13ページに、特許法について見たときに、それぞれの公報がどういった根拠条文に基づいて発行されているかを表に整理させていただいております。これを見ていただきま

すと、公報はいろいろな条文に基づいて発行されているところが見ていただけるかと思います。

その下から、公報に掲載されている情報及び公報情報の種類一覧ということで、次のページに一覧表を整理させていただいております。四法について主な公報についてカテゴライズさせていただいておりますけれども、左から、公開系の公報、こちらは出願情報を公開していく公報でございます。真ん中ほどの登録系の公報は、権利の公示をしていく公報でございます。その右側に、その他の公報ということで、公開系の公報でも登録系の公報でもないものを整理させていただいておりますけれども、例えば審決公報、審査請求リストを挙げさせていただいておりますが、これは公報の法律というところが、紙で公報を発行していた時代から大きくは変わっていないところがございまして、例えば審査請求リストというものですが、審査請求リストは、審査請求された出願の番号がずらっとリスト化されて、公報の中に載っているようなものでございます。現在であればインターネットを通じて J-PlatPat などを利用させていただくと、どの案件が審査請求されているかというところは簡単に確認していただけたと思いますので、紙の時代には非常に重要な公報であったと思われるのですが、今の時代にこういった種類の公報が必要かということについても御審議をお願いしたいところでございます。

その下、(3) からですけれども、15 ページに、公開特許公報のイメージを載せさせていただいております。赤囲みしているところでございますけれども、上に、出願人ということで、出願人の氏名と住所が番地まで載っております。また、その下ですが、発明者についても氏名と住所が番地まで載っております。例えば公開特許公報については、特許法 64 条 2 項第 3 号に「発明者の氏名及び住所又は居所」ということで規定されておりまして、条文の中で、住所を載せなさいということが規定されているところでございます。

また、公報に掲載されている住所については、公報発行時点の住所でございまして、最新の住所ではないというところがございます。公報発行後に住所の変更があった場合に備え、例えばライセンスを受けたいというケースで、出願人等にアクセスしたい場合には、通常、別途設けている閲覧という手続で住所を確認していただいていると考えております。

1 枚めぐりまして、16 ページですけれども、公報に載っている住所に対して、我々に寄せられている意見の主なものを挙げさせていただいております。プライバシーの問題から、公報等から住所を削除して欲しい、また、ダイレクトメールがたくさん届いて困るということで、公報に住所を載せないで欲しい、こういった意見がたくさん寄せられているわけ

ではないのですが、ある程度数の御意見をいただいている状況でございます。

また、その下、図 15 ですが、諸外国の公報における住所表記ということで、諸外国の状況を確認させていただいております。日本は、番地まで全ての住所を四法それぞれ公報に載せているところでございますけれども、アメリカ、欧州、韓国、ドイツについては、住所を番地まで全て載せることなく、住所を途中までの表記にとどめる運用としているところでございます。こういった状況を踏まえたときに、公報に載せる住所については、こういった形で載せるのが良いかということについて御審議をお願いしたいと思います。

ここまでの、論点 2 に関する背景でございます。

次の 17 ページから、論点 3 に関するところでございます。3. 中小企業の情報普及施策ということで、(1) からですけれども、特許出願全体に占める中小企業の特許出願の割合は、平成 23 年以降増加傾向にありますけれども、出願件数で見ると、下の表にまとめていますが、出願全体の 13% を占めるにとどまっております、中小企業数 385 万社が日本の企業全体の 99.7% を占めていることを踏まえますと、中小企業における知的財産の活用はまだまだ低調なのではないかと考えておるところでございます。その一方で、特許情報を利用して研究開発の方向性決定など、企業経営に貢献している事例も見られておりまして、一部の方には使っていただけている状況もあるところでございます。

次の 18 ページにまいりまして、中小企業の方にアンケート調査した結果を表にまとめてございます。知的財産活動の取組に向けた課題ということで、知的財産に係る情報・知識の不足が答えの上位に挙げられているのが見えるところでございます。こうしたところから、中小企業においては、特許情報が十分活用されていないのではないかと考えておるところでございます。

その下、(2) からですけれども、特許情報活用の普及啓発の現状ということで、こういった状況に対して、特許庁はどういった対策をとってきたかを書かせていただいておりますけれども、特許情報の重要性に気付いていない中小企業の方に向けて、初心者説明会や企業訪問などを通じて、情報活用のメリットなどを説明することに重点を置いた取組をやらせていただいております。また、特許情報の重要性に気付いてはおりますが、活用方法を知らないという中小企業の方向けには、講習会や個別説明会による情報活用のデモンストレーション、また、J-PlatPat の操作・活用方法の説明などの取組をやらせていただいております。特許情報に対する認識度に応じて取組を進めさせていただいてきたところでございます。

また、その下、(3) ですけれども、中小企業への情報普及施策の現状ということで、平成 27 年度から新たに開始している取組について紹介させていただいております。20 ページの上のポンチ絵の右側に①、②、③ということで書かせていただいております。以前は、審査請求段階で、③の先行技術調査をサポートをする取組をしてきたところでございますが、今年度からは①、②、研究開発段階、出願段階でもサポートしようということで、例えば特許マップの作成し、研究開発において、どういった研究テーマにするかという検討の材料を提供するといった取組も開始させていただいております。

その左に、支援対象と書かせていただいておりますけれども、以前は、個々の中小企業を支援対象にしてきたところでございますが、今年度から開始させていただいております取組では、個々の中小企業のみではなく、地方公共団体や都道府県の中小企業支援センターといった、地方で中小企業を支援しているところも支援対象に加えておりまして、ここからの支援の広がり期待しております。こういった形で中小企業への取組をやらせていただいておりますけれども、中小企業への特許情報の普及活用施策は、今後いかにあるべきかの御審議をお願いしたいところでございます。

ここまでの 2 つ目のパートでございまして、ここから下が、Ⅲ．最近の環境変化を踏まえた論点の検討ということで、3 つ目のパートでございます。まず、最近の環境変化、大きなところを確認させていただきたいと思います。

(1) として知財活動のグローバル化ということで、世界における特許、意匠、商標の出願件数がいずれも近年は増加しているところでございます。21 ページから、図 20、21、22 ということで、特許、意匠、商標の出願件数の推移を見ておりますけれども、非常に増加してきているところでございます。また、図 23 に書いておりますが、我が国から海外への特許出願件数も、この 10 年で 1.4 倍に増加しているところでございます。こういったところから分かりますように、我が国企業の知的財産活動もグローバル化しておりますし、各企業は、先行技術調査や事業進出国での権利調査のために、諸外国の特許情報を迅速かつ正確に把握することが必要になってきているところでございます。

こういった諸外国の特許情報についても、ユーザーが利用しやすい形で、有効に普及活用させることにより、我が国企業のグローバルな知財活動を支援するべきだという声も寄せられているところでございます。

また、22 ページから 23 ページにかけて、(2) として中韓文献の急増ということで、世界の特許文献に目を向けますと、近年、日本語以外の言語で記載された外国文献が増えて

きております。特に中国・韓国語の割合が増えてきておりまして、近年では 65% を占めるところになっております。ユーザーの方からは、機械翻訳のさらなる訳質の向上が望まれておるところでございます。

また、その下、(3) ですが、すけれども、「世界最速・最高品質の特許審査」の海外発信ということで、「世界最速・最高品質の特許審査」を着実に実現し続けていく必要があるということで、我々は FA11 という目標を掲げて取組を進めてきたところでございますけれども、それを達成し、今後もそれを着実に継続していく必要があるところでございます。

1 枚めくっていただきまして、そういった審査の結果ですけれども、海外との協力の取組の中で、日米欧中韓の 5 庁ですけれども、5 庁の複数庁に出願された同一の発明について、出願書類を「ドシエ情報」と呼んでおるところでございますが、そのドシエ情報を一括で取得して、見やすい形式で提供する IT サービスですけれども、これを「ワン・ポータル・ドシエ」と呼んでおりまして、これを我が国が提唱し、平成 25 年 7 月に 5 庁審査官を対象とする「ワン・ポータル・ドシエ」のサービスを開始したところでございます。このときは審査官を対象にしたサービスでございましたけれども、平成 27 年 3 月からは、一般ユーザーの方にもそのサービスの提供を開始しているところでございます。

外国庁、外国ユーザーの方からは、我が国特許庁の審査結果を、精度の高い機械翻訳文で提供してほしいという声も寄せられているところでございます。

また、その下、(4) 国際的な枠組での特許情報サービスの協力強化ということで書いております。次の 25 ページに少しイメージ図を入れさせていただいておりますが、これは商標の分野での協力の事例を紹介させていただいております。日米欧中韓の商標の 5 庁では、各庁が提供する商標情報サービスで、「審査中」とか「登録済」といった各出願の法的状況を共通の形式で表示する、共通ステータス表示の実現に向けて検討を進めておるところでございます。これが実現しますと、5 庁で共通の表記方法によりステータスを、各庁のサービスで表示できるということでございます。

また、次の 26 ページにイメージ図を入れておりますけれども、世界知的所有権機関 (WIPO) のほうからもいろいろなサービスが提供されているところでございます。こちらに掲載しておりますのは商標のサービスのイメージになりますけれども、意匠と商標のサービスが最近始まっておりまして、これらにも我が国の情報を提供しております。一般ユーザーの方は、日本の情報と諸外国の情報を、WIPO のサービスを通じて、一括で検索することができる状況になっているところでございます。特許情報の利便性を向上させるため

に、国際的な枠組みにおけるこれらの特許情報サービスの協力を、さらに進めていって欲しいという声も寄せられているところでございます。

こういった変化、特にグローバルな変化が、起きている中で、26 ページの真ん中下ほどの2. でございますけれども、具体的な検討課題ということで、先ほど御紹介させていたいただきました3つの論点ですけれども、まず1つ目として公的な特許情報提供サービスにおける諸問題ということで、知財活動のグローバル化、IT 技術の発達に伴いまして、特許情報サービスに対する我が国ユーザーからのニーズは高度化、多様化していると考えております。また、前述のとおり、外国庁から提供される特許情報サービスは、近年、急速に向上している状況がございます。こういったところを踏まえまして、我が国のユーザーが他国のユーザーよりも充実したサービスを受けられるように、公的な特許情報提供サービスはいかにあるべきかを御審議いただきたいところでございます。

また、(2) として法的検討も要する公報における諸問題ということで、氏名、住所等の個人情報についても独占的排他権である産業財産権の権利主体の所在を特定する等の視点から従前より掲載されてきたところでございますが、昨今のインターネットの爆発的普及により情報の入手と拡散が、全国的・全世界的に行われる現状に鑑みますと、公報として提供している情報について、個人情報の保護、もしくは必要な情報へのアクセス手段の確保・国際ルールとの整合性に留意したとき、今後こういった形であるべきかについて御審議をお願いしたいところでございます。

(3) として中小企業への情報普及施策における諸問題ということで、中小企業における知財活動はまだまだ低調なところがあると考えております。全体としては、特許情報自体の経営上の重要性について、まだまだ関心が薄いと考えております。こうした現状を踏まえたときに、地域の活性化に大きな役割を果たす中小企業に対しまして、特許情報の活用重要性について、中小企業の認識度に配慮しながら中小企業の理解を一層深めるための施策を、「普及」と「支援」の両輪から講じる必要があるのではないかと考えておるところでございますけれども、こういった取組はいかにあるべきかについて御審議をお願いしたいところでございます。

説明は以上です。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

一通り論点につきまして、その背景、問題点を御説明いただきました。これから議論に入りたいと思いますが、今御説明いただいた中で、論点が3つあるということが一番最後

のところ、あるいは8ページあたりにもまとめてありますけれども、この3点について御議論いただきたいわけですが、まず最初に、今日は第1回目ということもありますので、この3つの論点につきまして、どれでも結構ですから、全般的に委員の皆様一人ずつ御意見をお伺いしたいと思います。その後、個別の論点1、2、3という論点については、もう一度それぞれ取り上げて補足的な御意見を伺うという形で進めさせていただきたいと思っております。

まず、名簿の順で恐縮ですけれども、順番に御意見を伺いたいと思いますが、あいうえお順で、石井委員からいかがでしょうか、全般的に何か御意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

○石井委員 全般的にということでありましたけれども、私は個人情報保護の関係の研究をしてまいりましたので、論点の中で、特に2について少しコメントさせていただきたいと考えております。

今まで御説明いただきました公報の中で、出願人や発明者の住所または居所を記載することが法律上定められております。そして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の中で、法令に基づく場合を除き利用目的以外の目的のために保有個人情報をみずから利用し提供してはならないという規定の中の、法令に該当するということが適法となるわけですが、その趣旨を考えてみた場合に、「法令に基づく場合」というのが、立法目的からして妥当で合理性が認められるというところが、法令に基づく場合を例外扱いにするという根拠になっているという点がありまして、その点から考えて、最近の個人情報保護の流れを鑑みたときに、住所または居所を記載する合理的な必要性がどの程度あるのかということを改めて検討する必要があると考えております。

他方、公報を拝見しますと、会社の連絡先を書いているケースもありまして、大企業が出願するケースが多いということを経験した場合に、確かに特定企業の特定部署にいる誰々さんという名前が入っていれば、個人情報ではありますけれども、プライバシー保護という観点で見た場合に、どの程度保護の必要性があるのかということも、全体の出願件数や権利を取得する件数に照らし、あわせて考える必要があるのではないかと考えています。

○後藤委員長 ありがとうございました。

3つの論点がありますけれども、御専門によっては、その中であまりに自分の専門からは遠いというものもあると思いますので、適当に取捨選択して、御意見を賜ればと思います。それから、今のところに関連して、住所は自宅も会社でもよくて、実際にはどうい

感じなんですか。どちらが多いのか。

○横井特許情報室長 企業にお勤めの方の場合には勤務先の住所、特に発明者の方の場合には、勤務先の住所を書いているケースも多数ございます。どのような割合で入っているかというところについてはなかなか確認が難しいところではありますが、かなりたくさんの方が勤務先の住所を書いている状況でございます。

○後藤委員長 現状では、どちらを書けという指定はない、どちらでもいいということですか。

○横井特許情報室長 どちらでも構いません。

○後藤委員長 ありがとうございます。

次に、井上委員にお願いいたします。

○井上委員 私どもシスメックス株式会社では、グローバルに事業を展開しておりまして、世界 190 か国以上に商品を輸出しております。その関係上、我々製品の研究開発から製造・販売に至るまで、グローバルに知的財産の手当てをしっかりとっておかないといろいろな不都合が生じてまいります。そのようなことは皆さん御案内のとおりかと思います。このような事業展開をしておりますので、世界各国の特許を常にウォッチしております。

特許の調査を実施するうえで、もちろん特許庁のデータベース J-PlatPat も活用させていただいております。ただ、売上げの 8 割以上は海外ということがありますので、一番に日本のデータベースを見るという状況にはありません。グローバルな特許の概観がいち早く理解できるということであれば、例えば資料の 11 ページにも書かれておりましたけれども、90 か国以上の蓄積データを持っております欧州特許庁の Esp@cenet が非常に使いようございます。ただ、これは概観を見るだけであって、日本特許の詳細な情報が必要になるときは、J-PlatPat を利用させていただいております。

また、特許庁の提供するデータベースには、ヨーロッパのものも日本のものも限界がございますので、民間のデータ提供会社様のサービスも利用しております。簡単に概観を知りたいとき、研究者が簡便に情報を知りたいというときには、特許庁が提供されているデータサービスを使わせていただき、知財部門が詳細に事業のリスクを判断する段階になりますと、業者様の御提供されております、より広範囲でより深い情報提供を利用させていただいております。

いずれにしても、データが早く正確に入っていることが一番重要であると考えておりますので、早く情報がアップデートされることを期待しております。

簡単ですが、以上でございます。

○後藤委員長 ありがとうございます。

引き続き、上野委員、お願いいたします。

○上野委員 上野でございます。3つの論点がございすけれども、私は、1点目と2点目についてごく簡単なコメントをさせていただきます。

1点目は、特許庁による、広い意味での「特許情報」の提供サービスのあり方についてでございますが、これは何より、そうしたサービスを実際に利用されるユーザーの方の聲が重要でありますので、まずはそのニーズを把握することが重要ではないかと思ひます。私などは法制度の研究者でありますから、この点に関してどのような貢献ができるか心もとないところでございますが、特許庁が、特許情報をさまざまなプレーヤーのそれぞれのニーズに合致した形で広く提供なさることの社会的意義は認識しているつもりであります。既に昨年の分科会のとりまとめにおきましても、世界最高水準のサービスを目指すということであるので、そのためにも、公的なサービスと民間事業者によるベストミックスは非常に重要になるのではないかと思っております。

とは申しまして、この点については、これまでもさまざまな取組がなされてきたと思ひますし、これを踏まえた上での諸外国との比較も有益になってこようかと存じます。また、判例や法令のデータベースなど、公的なサービスと民間事業者のベストミックスを目指してきたものは、——もちろん事情はまったく同じではないといたしましても——ほかに例はあると思ひますので、参考になり得るのではないかと思っております。

以上が1点目です。

2点目は、権利情報や技術情報の公開を促進するに当たって、プライバシー等の法的問題の対処が求められるという点であります。この点は、法学の研究者からも検討に関与する余地があり得ると思ひます。石井先生からも御指摘があつたかと思ひますけれども、一般論として、権利情報の提供というものに関しましては、権利の内容や範囲を公示するだけではなく、権利や権利者の所在等を明らかにして、公衆が特許権者や発明者と連絡できるようにすることによって、知的財産の活用や発展等を促進するという意味もあろうかと思ひます。ですので、そうしたことをいかに実現しながら、プライバシー等の法的問題をクリアするかということが課題になるのではないかと認識しております。

ただ、これに関しましては諸外国にさまざまな例が見られますように、公開の範囲にはさまざまな段階があり得るかと思ひますし、また、権利の所在については他の措置によつ

て担保される部分もあろうかと思しますので、そうしたことを総合的かつきめ細かく検討するのが望ましいのではないかと考えております。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。

引き続き、釘宮委員、お願いいたします。

○釘宮委員 私ども NACS ですけれども、消費者問題の専門家が所属する公益法人でございます。この知財に関しては全くの門外漢ということではあるのですが、ユーザーとしての立場から意見を述べさせていただきたいと考えております。

ユーザーということでは、データベースのユーザーという意味と、それから知的財産によって生み出される商品やサービスのユーザーという意味の2つがあると思っておりますので、それぞれの観点からどのようなあり方が望ましいのか、それを考えていきたいと思っております。

まず、論点1について簡単に考え方を述べさせていただきますと、官と民のベストミックスというところは考え方として非常に重要であると思っております。どこの部分が国の役割であり、どこからが民間であるかというところについて、そのすみ分けについては、これから皆様の議論を聞きながら慎重に検討していく必要があると思っております。

一番私に関われる部分としては、論点2のところではないかと思っております。ここについては、例えば昨日もニュースで、小学生の女の子が特許出願したというニュースが出ておりまして、個人でもそうやって特許を申請される方もいらっしゃるということがあります。また、情報化社会では、個人がイノベーションを生み出すことが容易な時代になったと思っております。そうしますと、今現在インターネット上の情報ということで考えたときに、さまざまな問題が起きております。インターネット上のトラブルということもあります。また、個人情報の保護ということに関していいますと、ある意味の過剰反応があるのも事実です。そのようなところから、現状の J-PlatPat、あるいは公報上での住所の表記というところは、私は現状のままというよりは、ある程度個人情報も配慮したところが必要ではないかと思っております。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。

次に鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 私も1点目と2点目についてコメントさせていただきます。

まず、1点目は、上野委員からもお話が出ましたが、公的及び民によるデータ提供サービスというのは、例えば裁判関係で活発に行われていまして、うまいすみ分けができてい
るのかなと思いますので、一つの参考例になるのではないかと思います。最近、知財分野
の裁判例というのは、裁判所自身が非常に広報に力を入れておりまして、ほぼ全件をネッ
ト上で検索できる形で判決文が提供されておりますし、重要なものは英訳、あるいは要旨
まで裁判所自身が提供しておりますので、一つの参考例になるかと思います。

それから、2点目の法的な問題ですが、私は知財法が専攻なので、個人情報の保護とい
うよりは、知財法の観点から考えたところを簡単にコメントします。特に住所なのですが、
まず発明者の住所は、法律論としては、必ず公報に載せないといけないというものではな
いだろうと思います。発明者については、御存じのとおり、発明者名誉権がパリ条約に定
められていますけれども、氏名があれば、名誉権の観点からは、保護がなされている形が
とれるのではないかと思います。

他方で、出願人の住所は、いろいろな法的な問題があるのではないかと思います。まず
国内法の観点では、ざっと見たのですが、特許法では8条とか9条、これは在外者の特許
管理人とか代理人の観点の規定があります。それから15条、裁判籍の関係の規定がありま
す。これは要するに出願人がどこの国の人かということにかかわる点で、住所が基準にな
っているということです。これらの国内法の規定との関係では、住所を公報で公開しない
といけないというところまでは言えないという気がいたします。

他方で、条約の関係もあると思います。条約上も、出願人がどこの国の人かということ
の判断基準として、住所とか営業所所在地等が使われることがあります。例えば、条約上、
外国人に対する差別をしているかどうかという問題、具体的には内国民待遇とか最恵国待
遇に違反していないかという法律問題に関し、その住所や営業所がその一つの判断基準に
なるということがあり得ます。TRIPS 協定では1条の注の1、あるいはパリ条約では3条
に、住所とかの文言が出てきます。

ところで、条約違反は、国内法上も特許の無効理由になります。そして、特許の無効理
由にかかわる事項はなるべく公開すべきだという、一般論としてそういうことが一応言え
ると思います。それでは、住所は、条約違反の判断の決め手になる場合もあるから、これ
はやはり公報に載せないといけないのではないかという、あくまで法律論としてですが、
そういうところまで言えるかという、結論的にはそこまでは言えないだろうととりあえ
ず思います。

その理由は、第1に、住所や営業所以外に、国籍が問題になることもあり得るのですが、国籍は現に、多分諸外国も含めてだと思いますが、公報には載っていない。第2に、番地までは要らないだろうということは少なくとも言えると思います。第3に、先ほど特許庁から御説明があったように、諸外国でも概要で済ましているとか、場合によったら選択制で住所を載せないこともあるようですので、諸外国の動向を見ても、条約との関係で問題だと言われる可能性は少ないのかなと思います。

ちょっと細かな話になってしまい恐縮ですが、また、PCT との関係については触れることができませんでしたが、こういう法律問題について一つ一つ検討した上で、どこまで法的にできるかということを見極める必要があるだろうと思います。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。

引き続き、高野委員、お願いいたします。

○高野委員 私からは、論点1と論点2について申し上げます。弊社はインターネットで特許情報をサービスしている会社でして、民間事業者という立場でその2点について話したいと思います。

先ほど事務局から説明のあった資料3の例えば9ページの中に、官民のベストミックス、あるいは官民の役割分担に留意というフレーズ、キーワードが出てきますけれども、例えば平成15年の当時太田長官だった時代のこの委員会（私も委員をやっておりました）、このときの背景としては、当時はIPDL、インターネットの無料の特許情報サービスをやるということで、民業圧迫になるのではないかという背景がありました。そこで民間事業者と公的な特許庁のサービスのすみ分けをしようというような目的もあって、この懇談会があったと認識しておりますけれども、そのときの最終的な落としどころでは、今回の資料には「ベストミックス」と一言で書いてありますけれども、これを補うとすれば、官すなわち特許庁さんのほうで、正確な一次データを整備する、それに対して民間事業者が付加価値をつける、こういうすみ分けだったのです。つまり行政のほうでは、きっちりした一次情報を整備する。それに対して民間は投資して、ユーザーに付加価値のあるより高度な検索や、効率よく情報検索できるようなサービスを提供する。そういう役割があったと思っています。

ところが最近になって、今回の資料で出てきますけれども、諸外国特許庁のこういったサービスが無料で、一部有料もありますけれども、いろいろな機能をつけているというこ

とで機能合戦になっています。ここに日本特許庁が加わるのはちょっと違うのではないか。もともとの整備計画と違うのではないか。機能合戦ではなくて、やはり一次情報を正確にする。実は正確にする（クレンジングする）というのはすごくお金がかかりますので、ぜひここは行政のお金でしっかりやってほしいと思いますし、さすが日本と言われるためには、一次データを正確に出すことだと思っております。

業界で有名な話としては、例えば中国の特許データというのは、もちろん公報というのがありますけれども、入手するルートによって公報自体の欠落があるのです。あるルートで出てきたものが、あるルートで出てこない、それぞれあるものないものがばらばらだったりしますし、あるいはヨーロッパ、アメリカにしても、書誌事項に入力ミス等結構あるのですけれども、日本のデータというのは、さすがきれいなのです。ただ、書誌事項の中に、例えば年号の打ち間違いとか、検索で使うコードの不正確なものはまだまだありますので、そちらのほうに注力いただいて、ちゃんとした一次データ、あるいは翻訳等も一次データだと思いますけれども、そういったところに力を入れていただいて、我々民間事業者がそれに付加価値をつけて、広く国民に役立つものにしていきたいと思いますので、我々が安心して投資できるような環境は引き続き構築していきたい。言い換えれば、国の機能合戦に巻き込まれないで欲しいということが一つです。

論点2については、こちらは専門家の皆さんがいますので、個人情報について保護云々というのはお任せするとして、ただ、これも民間事業者として言えることは、仮に番地まで出さない、あるいはどこまで出すと決まった場合には、新しく発行する公報ではそうなってくる。あるいは、先ほど細かい話の中で整理標準化データという話がありましたが、そういった住所のデータの中でも、その部分は削るということだと思います。それに対して民間事業者は、きっちり従っていくということでやっていきたいと思います。一つだけお願いは、過去にさかのぼって（住所データを）消してくださいというのは、これはもう公報として発行されていますし、データとして出ているので、それを削ることは大変負荷がかかりますし、そういったことがないようにお願いしたいと思っています。

以上です。

○後藤委員長　ありがとうございました。

引き続き、仲田委員、お願いいたします。

○仲田委員　日本パテントデータサービスの仲田と申します。私どもは高野社長と同じように、特許の情報サービス業として創業27年を迎えます。主な売り上げベースで考えると、

特許のデータベース、特許、実用新案、意匠、商標、この売上高が 12 億 6000 万円のうち、約 70%が特許のデータベースになります。このほか特許調査の業務だとか、知的財産の教育事業だとか、それから、その他のコンサルタント、特許にかかわる年金管理のシステム開発だとか、こういった事業を中心に現在展開しております。

私自身が特許情報に携わったのは、昭和 43 年でちょっと古すぎるのですが、45 年以上の、紙の時代、複写機のない時代から特許資料に関わってきておりますけれども、紙の時代から公開公報がスタートして、マイクロフィルムになり、そして光ディスク、CD、DVD、そして、ようやくインターネットの世界に大きく変わってきております。特許サービス業者の立場等を考えると、CD-ROM が安い価格で出て、そのうち業者価格が設定されて著作権がフリーになって、大きな売り上げが減少を招いた時期もありましたけれども、私ども業界団体の要望で、特許庁さんも動いてくれて、非常にいい環境でここまでやってこられているなと思います。

ただ、IPDL 自身が、当初のスタートの段階で、中小企業、大学、個人という小さな利用者を大切にしたいというところからスタートし、当時のパトリスの和田社長がいろいろなところで活動してきたわけでございますけれども、そういった業界団体も、実は昨年解散をする状態になった。なぜかというとな代表的なパトリスさん自身が倒産した。その後次々と倒産が続いて、業界団体が成り立たなくなっているという事実もございます。

17 社ぐらいあったトップのデータベースサービス会社さんも、今国内では 5～6 社程度まで落ち込んで、むしろ世界的なトムソンさんを含めて、世界のデータベース会社さんのほうがだんだん残っているような状況で、非常に苦しい状況であろうかと思えます。幸いなことに倒産した会社さんのおこぼれみたいな形で、私どもは順調に売り上げだけは伸びているので、今のところ業務に支障はないのですけれども、今度、J-PlatPat が日本だけではなく、世界の流れとして国民の広く多くの方々から機能アップを要求され、よりいいサービスを求められているのは時代の流れということであろうかと思えます。

そういった中で、私どもと特許庁さんとどううまくベストミックスの関係で産業界、知的財産の世界を大きく発展させていけるかどうか、これが大きな課題かなと思っています。私ども自身が、一般企業さん 3000 社、特許事務所 400 事務所とお取引をしている中で、小さい会社ほど J-PlatPat のほうに移行してくる傾向は当然あります。年間で数 10 社、J-PlatPat を使うからいいよと言って、キャンセルが来るお客様もいらっしゃるし、どうもそれでは足りないからといって、我々のサービスを使いたいと申し込んでくるお客も当

然いらっしゃいます。ここ数年間は、多分現状維持が続くだろう。ただし、5年から10年先にはデータベースでビジネスはできないだろうと考えておりまして、最終的にはグーグルと一緒にコマーシャルベースで、無料でサービスをしていくしかないのかなという感じはございます。

ただ、一番大きな問題は、中小企業対策の問題だろうと思うのです。特許情報に関心はあっても、そこに力を注げない。私どもの知的財産教育では、年間約3000人近い方が受講されています。これは大企業から中小企業、零細企業の方々までおられます。特許教育というのは日本の基幹の基礎をなすものであるもので、ぜひこれからも力を入れて進めていきたいと思いますが、そういったところでも特許庁さん自身が、知財教育に力を入れていくこと自身が日本の知的財産の発展に大きくつながっていくことだろうと思っております。

特許公報のあり方で、個人情報の問題ですけれども、特に公開公報については、住所は全く市町村レベルでいいと思います。登録情報はあったほうがいいに越したことはありませんけれども、全件まとめてみる必要性はないと思いますので、1件ごとに確認できれば、何らかの形で確認できればいいと思います。

過去には、CD-ROMの時代ですけれども、個人の住所と名前を全部データベースで欲しいというようなわけのわからない業者さんも結構おられました。ただ、私ども自身は会社のポリシーとしてそういったものは全てお断りしてきておりますけれども、簡単に個人情報が取れる時代であったと思います。ただ現状では、大企業、中堅企業も発明者も全部今企業の住所になっていますので、本当に個人情報が出てくるのは、零細企業か個人かのどちらかとなります。したがって、それほど重要な問題ではないと思いますので、法的な問題だけの対応ではないかと思っております。

中小企業への特許情報の問題ですけれども、これはIPDLだけではなく、特許庁が主催するいろいろな展示会や説明会で、民間の力もぜひ活用していただければと思っています。民間と合わせてやらないと細かいところまで行き着かないのです。私どものデータベースのサポート部隊に約7名おりますけれども、聞かれる質問は、データベースの検索をどうしたらいいのかといった問題も非常に多いのです。それが50%以上です。中には特許庁さんの審査経過のコード、この言葉がどういう意味なのだろうかという質問もかなりあります。実際に審査官の方も、これ昔使ったけど、実際に意見書や答弁書に使われたことはないね、というコードや文字もいっぱいあるのではないかな。そういう特許庁さんにかかわる、

本来質問しなければいけないようなお問い合わせもかなりございます。ただ、私どもは全
てお客様の要求を受けて、特許庁に確認して、お客様に対して回答している。これだけ特
許庁と私どもとは一体の関係になっていると理解していますし、私ども特許情報サービス
業者の立場としては、特許庁の支援団体であり、特許庁の隙間を私どもが埋めていくとい
う立場でございますので、これからも特許庁さんの届かないところをサポートしていけれ
ば一番いいことかなと思っております。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。

次は南部委員、どうぞ。

○南部委員 私のほうからは論点2と3について、実体験も交えまして感想めいたものにな
ってしまいますが、お伝えしたいと思います。

ちょっと順番が変わりますけれども、3番の中小企業への情報普及施策における諸問題
に関してなんですけれども、私は千葉県で弁護士をやっております、資料3の19ページ
にございますが、この「特許情報の重要性に気付いていない」という囲みの中で、知財総
合支援窓口というのがありますけれども、その千葉県の窓口担当として相談に対応させ
ていただいております。それ以外でも、知的財産に関する相談は所属事務所内で私が主に
やっておりますが、こういった相談に対応させていただいている中で思うことですけれど
も、これだけ御庁のほうで説明会、あるいは有用なデータベースを提供されている、さま
ざまな情報発信をされているにもかかわらず、相談に来られる方の中で、昔で言えば IPDL、
今 J-PlatPat ですけれども、そういったものの存在すら知らないという方が結構いらっし
やる。ほとんど知らない方が相談にいらっしゃっているような現状が、私に限ってはござ
いました。

また、この支援窓口の存在に関しても、この事業になってからは比較的新しいのかもしれ
ませんが、こういった知財の事業者からの御相談というのが、私は市役所でも相談を担
当しておりますけれども、相続とか離婚といった相談に交じって、知財の相談が来ること
がありまして、この窓口を御案内すると、「そんなのあるの、知らなかった」ということで、
結構宣伝はしていらっしゃると思うのですけれども、うまく需要者に届いてないのかなと
いうところがございました。それが(3)についての考えで、どういうふうにしていったら
いいのかというのはなかなか難しいのかもしれませんが、もう少しいろいろな
機会をとらまえて中小企業の方に、いろいろな制度があるのだよということを周知してい

く努力が必要なのかと思います。

それから、2番目の公報における諸問題ということで、住所の掲載に関しては、さまざま委員の先生から御意見ございますけれども、私が過去に経験したケースで、ある女性が自分の考えたアイデアについて何か権利主張ができるすべがないかということで相談に見えられたときに、私のほうで、実用新案の登録という方法もありますよということを申し上げましたら、そのお話の中で、登録をする場合には、その方は個人で特に会社に所属しているわけではなかったですので、個人の住所を記載することになるだろうというお話をしましたら、自分は女性で、子供と暮らしていると、守ってくれる人もいないので何かそういういった情報をたどって自分のところに来る人がいたら心配なので、そうであれば実用新案登録するのはちょっとやめて、また別の方策を考えたいと。ちなみに実用新案登録をしたからといって権利行使がそのままできるというわけでもないですし、そこまでのリスクを取って権利化するために自分の情報を公にするのは、非常に躊躇を覚えるというお話がありました。そのときに、そこら辺は何とかならないのかなと考えた記憶がございます。

先ほど何名かの委員の先生が、公開とそれ以外の部分のバランスが大事であるという御意見がございましたけれども、私も同意見でして、この辺のバランスを考えるに当たっては、他の公のデータベースとの比較というののももしかしたら有用かと思います。例えば不動産に関する情報、登記情報でしたら登記情報提供サービスというのがございます。これは有料ではありますが、一定の個人情報にたどり着けるものでございまして、そのほか官報のインターネット検索などでも、過去の破産手続開始決定を受けたという情報も検索ができる。それは個人名で検索ができたかどうか記憶の限りではないのですけれども、そういったこともございますので、情報の公開ということは一定程度必要なことであると思いますけれども、それをどの程度すべきなのかというのは、ほかのサービスなども勘案して詰めていったらいいのではないかと考えております。

以上でございます。

○後藤委員長　ありがとうございました。

次は萩野委員、お願いいたします。

○萩野委員　私は大和合金の萩野と申します。商工会議所に所属しておりますことから、この場に今回まざらせていただいているわけですが、俗に言う町工場そのものでございまして、銅の合金材料を開発して、溶かし、鍛造、熱処理などしてつくっている本当にこてこての材料素材の町工場でございます。

そういう中ですから、この論点からいくと、私自身は3番についてとことん思うことや実情をお伝えしなければいけないのでしょうけれども、1、2、3それぞれについて少し述べさせていただき、また3番について足りないところはどんどん突っ込んでいただければと思っております。

特許庁と民間のサービスのベストミックスという話がありましたが、私自身も20年前とかパトリスとかよく使っていたものの、その後、特許庁の情報サービスが非常に便利になって、ありがたく感じている一人でございます。社内でも、3番にもかかわりますが、地元の知財窓口でもその使い方のセミナーもやってくださっておりまして、若手の開発のメンバーなんかに行かせることによって、有効に素早く検索するすべを覚えて、社内で活用してくれています。

ただ、大手も全く一緒でしょうけれども、町工場ですと一人で抱えている仕事がいっぱいあると、あれやっつけこれやっつけといっても全部そのまま、じゃあ何やっているんだということはよくあるのですけれども、そういう中で特許、知財になると、今日じゃなくても明日でもいいということがどんどん延びていってしまうのが現実で、そうすると個々の責任感だけに任せられずに、民間から週に、今ですと私どもは発明協会さんをお願いして、私どもに関連あるようなグループのものを、タイトルだとか大きなところの新しく公開された情報リストをもらって、その中から特に我々がウォッチしなければいけなさそうなものをピックアップして、それをJ-PlatPatで全文を拾い上げて、時にはそれを参考にうちの開発に活かしたり、あるいはうち自身のものがちょっと抵触しかねてないかなとか、そういうことに活用させていただいていますので、非常にありがたいと思っています。恥ずかしながら、海外の情報をそこでは今まで拾ってきてないのが現実なので、これから海外の情報も、今ですら既に大分情報としてあるようですけれども、ますます広がっていくのを期待しているところですし、それを活用したいと思っております。

話は飛ぶかもしれませんが、2番の特許に住所や名前を書いている件ですが、これについても一事例もありまして、私どものような中小企業ですと、大手と契約を結んで共同研究開発するようなときでも、割と偏りがちなんですけれども、できるだけそこはそうならないようにしているものの、かつて数年前に共同研究契約を結んで、材料を提供しデータも出したのですけれども、そのデータをそのまま使って出願されたケースがございました。当然そんなことは知らずに、一緒にその後付き合っていたのですが、1年半後ぐらいに公開されて、先ほどの発明協会のもので分かって、原文を見たら、これは俺らが出したデー

タじゃないかみたいなことで。

そのときに出した名前が、一緒に面談していた人だったので、どういうことだとすぐ言えたわけですが、その点から言って少なくとも特に大手ですと、本社や本社の会社名だけであれば、「そんなの、知りません。」で多分たどり着かないかもしれませんけれども、そういう意味では、どこの部署の誰がそんな特許を発明したんだという文句が言える、あるいは提携させていただきたいときには、私どもの材料は結構ニッチなものですから、そういったことがダイレクトに伝わるように続けていただきたいと思います。

そういう面から、法律のことは全然分かりませんが、住所まで書くことによって、大手の人、あるいは個人の人が出願をやめる、あるいは南部先生がおっしゃったような事例があるのであれば、そこはちょうどいい按配のところで進めるべきではないかと私は思います。

一番難しい、3番目の中小企業の情報普及施策のあり方ですけれども、今日いただいた資料の18ページの一番最後にも、初心者説明会や企業訪問を通じて情報活用のメリット等説明することに重点を置いてとか、次のページにも、講習会や個別説明会というのを書いていただいておりますので、非常にありがたいと思っておりますが、そうは言っても、そのことに関心を持っている人は、どんどん深まって利用して、利用すればするほどありがたさや、あと怖さ、抵触していると文句を言われたときの。ふだん何事もなく平和に仕事をしていると、そんな日がうちにおいては来ると思っていないわけですので。ただ、その怖さに気付きながら努力していない人よりは、何も怖さを知らずに活動している人のほうが、企業のほうが多いと僕は町工場同士の仲間じゃべっていても感じますので、ここは説明会、講習会をやってもなかなか広まらないと諦めずに、しつこくまた手を変え、続けていただきたいと思います。そういう意味では、今でも流行っているかもしれませんが、下町ロケットのああいうドラマ化などは非常に有効な一つではないかと思っております。

話はあちこち脱線しましたが、私の意見でございました。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

次は本多委員、お願いします。

○本多委員 日本弁理士会の弁理士の本多敬子でございます。よろしくお願いいたします。

私どもは代理人としまして、特許、実用新案、意匠、商標などの出願など、あわせて調査などもしております。また、使用していいかどうかといった事項についても意見を求め

られる場合もございます。そういったかわりの中を通じまして、業務をやっていく上で感じたことをお話しさせていただきたいと思います。

論点の1番につきまして、J-PlatPat に変わりました、「使いやすくなりました」という声をよく伺います。大変感謝しております。先ほど、諸外国に巻き込まれないようにというお話がございました。ただ、私ども無料の J-PlatPat によって得られるものと、さらに洗練された精緻なものということで、民間のデータサービスさんと両方を必要に応じて使い分けております。そういった観点からいたしますと、他国のものを見ますと、近傍検索とか検索履歴の保存などが今できないようになっております。そういったものもできたら簡易にできるようにしていただけると、費用をかけられない依頼人がございますので、今後はそういった方たちにも対応できるのではないかと考えております。そちらについてはまた後ほど触れさせていただきます。

公報のあり方ということで、住所を表記するかどうかということでございます。個人情報について、ストーカーに遭ったり DM で御不便を感じている方がいらっしゃるというお話を聞きますと、それをないがしろにすることは難しいだろうと感じております。ただ、例えば権利調査などいたしまして、似たようなものが出てきた場合、権利になっている場合は原簿を取り寄せて権利者を特定することができます。住所と氏名、あるいは企業名称によって特定いたします。出願しましても、補償金請求権とか金銭的請求権などが発生いたします。そういった場合に、調査の段階で出てきた場合、相手方を特定しなければいけません。そのときに今公報に掲載されているということで簡易に見ることができますが、そういったアクセスができるような、例えば代理人とか必要に応じて見なければいけない個人の方、企業の方、そういった方が簡単にアクセスできるような方法を、余りお金がかからないのではないかと考えておりますが、そういったことを工夫していただければ、無料でそういったデータとして住所を簡単に見られてしまうようなことを防げるのではないかと意見をいただいております。ぜひ積極的にお考えいただけたらと思っております。

最後は、中小企業への情報普及施策のあり方ということでございます。日本弁理士会といたしましても、中小企業の援助ということで、特許出願費用、意匠出願費用などの支援事業なども行っております。今年度、「知財キャラバン」と銘打ちまして、ある程度経験を積んだ弁理士が求めに応じて企業様のところに行きまして、知財を通していろいろなアドバイスをさせていただけたらと思っております。

私も、大きな企業の方、お一人でやっていらっしゃるような企業の方、依頼人に数多く

いらっしゃいます。大きな企業の方というのは、本当に知財部があり、法務部があり、大変しっかり見ていらっしゃいます。そういった方は民間のデータベースをお使いになったり、J-PlatPat もお使いになったり、先ほど御説明ありましたように、とても情報処理に慣れていらっしゃいます。ところが、本当に小さな企業、興したばかりですというような方がいらっしゃいます。こういったものを考えたんですというふうにいらっしゃいます。ところがそのお話を伺いますと、その前にもっと、このアイデアはどうしたんですか、これはどうしたんですかというものがあります。ただ、どういう対象のものが知財として保護されるのかというのを残念ながら御存じないということで、もう保護の時期を逸してしまったというものもございます。

そういった方に、例えば、こういったものがこういう形で保護されていますよということとで情報提供させていただきます。そういった方々も、情報の有用性とか必要性を御存じないと思っております。情報は、入口が無料の J-PlatPat から入られて、その必要性、有用性、活用性が分かるようになると、もう少し定期的にデータを必要だということで、もっと精緻なものを求められるようになるかと思しますので、ある程度情報の必要性に気付いていただくことがまず必要かなと考えております。

それには、最初から民間はちょっとお高い場合がございます。大企業の方としてみれば本当に必要な費用だと思いますが、情報の必要性を感じていらっしゃらない方にとりましては、そのお金を情報に費やすということ自体が、まだ頭の中にない場合もございます。ですから、まずは J-PlatPat、御庁から提供される無料のもので、ある程度検索しやすいような形にさせていただきまして、その必要性に気付いていただいて活用していただいた後に、さらに上のレベルのものを求めていくような環境ができるのではないかと感じておりますので、ぜひ官民で、うまく情報を使わせていただけるようにしていただきたいと思います。

以上でございます。

○後藤委員長　ありがとうございました。

それでは、皆様から一通り御意見を伺いましたので、残り 30 分弱ですけれども、引き続き 1、2、3 の 3 つの論点について少し議論を深めていきたいと思っております。順番に、まず 1 の論点、特許庁の提供する情報のあり方についてですが、これについてまだ追加的な御意見等おありでしたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。1 の論点の中には、官民分担という問題も含まれております。

高野委員どうぞ。

○高野委員 先ほど民間事業者の代表ということで話をさせていただきましたけれども、今度は立場を離れて、日本人と言ったら変ですけども、その立場でいきますと、今日は法律専門の方も多いと思いますが、御存じのとおり特許法第1条に、法律の目的が書いてあるわけです。日本産業界のためにこの特許制度はあります。つまり国策なわけです。この特許法、あるいはこの制度というときにこの情報のあり方を考えた場合に、日本国民にとってよりよいサービスをするというのが官民のベストミックスです。今いろいろな委員の中から、例えば資力の乏しい方にもっと高度なサービスをそれは分からないでもないのですが、一つ問題だと思っているのは、今は J-PlatPat ですけども、過去の IPDL で問題になったのは、実際にアクセスしてきているのは日本人ではなくて、ドメインで見ると中国だったり、アジアからアクセスがあって、その方々に特許情報を提供して、技術の流出あるいはコピーして特許を出されたりというような目的で使われているわけで、そうすると情報提供は本末転倒になってしまう。この機能を拡張するとき、例えば翻訳という話が出てきていますが、翻訳の方向としては、海外のデータを日本語に翻訳するというのはいいと思うのです。日本の国策に合っていると思うのですけれども、日本の特許を他国の言語に翻訳するというのは、何かちょっと違うと思うのです。日本のための特許制度のあり方が、逆な方向、敵に情報を渡すみたいな感じになってしまうので、そういった方向性は間違っていると思っております。

先程の資料の中に、アクセス制限を設けることなく、とありましたけれども、昔から言われている、あるいはほかの特許庁さんでも一部やっていますけれども、本当はユーザー登録制にし、身分を明かした人だけに使わせる。その上で外国の人が登録するのは構わないと思いますが、少なくともどんな人が入っているか理解した上で、情報を無償で提供する。あるいは翻訳の方向というのは、あくまでも我が国にとって有用な方向で翻訳すべきかと考えております。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。

○仲田委員 今の意見に。これまでも対中国の問題として、元特許庁におられた日高さん、今は日高特許事務所さんを開いておられますけれども、この方も JETRO で中国で大分活躍してきた方だと思います。その当時から、日本の特許公報が全部中国に流れていると、全部技術が流通しているということを、大分大きな声で言われていたと思います。現実そ

のとおりだと思います。ですから、日本の IPDL、J-PlatPat もそうかもしれませんが、年間何十億というお金をかけて、過去に何百億という費用を投入してきたデータベースが、中国のために使われているのは事実だと思います。

また、逆に私どもが中国からデータを買おうとした場合には、年間約 1000 万円のコストがかかっています。かつてアメリカも 1000 万円近くしたのですけれども、現在はマージナルコストで非常に安くなっていますけれども、我々がデータベースをつくってきたコストも、数億円というお金をかけてデータを蓄積してきたその結果だと思います。

今度、特許庁さんが、中国の SIPO からデータ交換という形で入って来られて、我々に非常に安価にデータを提供していただけるのは、コストの面では非常に助かる話だと思います。これからも、ロシアにしても、オーストラリアにしても、いろいろな国々が特許庁さんを経由して、なかなか入手できない情報が我々民間サービス業者を通じて、末端のお客様に流れていくのは非常に素晴らしいことだと思いますし、コストも下げられるということの原点だと思います。

中国も年間 1000 万円というコストをかけていますけれども、実際に日本の利用者はそんなに多くないのです。ただ、コンテンツとしてないとしようがないというような状況でございすけれども、実際に私どものデータベースでいくと、1 か月無制限で利用しても 5000 円というような料金からあります。実際に情報にお金を払いたくないという中小企業の方はいっぱいおられます。IPDL があるから、ただで使えるなら、そのほうがいいと。かといって IPDL で検索するに当たって、IPC とか分かっているかということ、全く分かっていない。特許の検索そのものがままならない状態の中で、J-PlatPat を使って、ただでもいいという方も多い。

したがって、特許が分かってくれば分かるほど、民間の有料サービスになっていく傾向が強いと思います。既に私どものデータベースも世界 80 か国、4000 万件以上のデータ。これは NRI さんも同じようなデータを蓄積しておられますけれども、外国のデータベースを使いこなせるのは、知財の専門家がいる必要性がある。そういった知財の専門家を育てていくほうがむしろ大切なことだと思います。

以上です。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

ほかに論点 1 につきまして、何か御意見ございませんでしょうか。

井上委員どうぞ。

○井上委員 井上でございます。日本知的財産協会に所属する多数の日本企業の皆さんはデータベースをその特性に合わせて使い分けているのが実情でございます。それぞれのデータベースには、それぞれにいい点があると認識しております。すべてのニーズをカバーするようなデータベースを用意する、これはかなり難しいことであり、不可能かと思っております。ユーザーごとにニーズが違い、技術分野も違い、対象としている国も違えば、文献の種類も違います。業者の方々は、特定のニーズに特化したさまざまなサービスを提供されております。

そのような状況において、J-PlatPat も含めて、日本としてどういう情報を提供するのが一番いいのかということをしっかりと議論していく必要があるのではないかと考えております。各国の特許庁間でサービスの数の競争をしても、余り得策ではないかと考えております。ユーザーは、無料の各国特許庁のサービスのみならず、有料の情報提供業者のサービスも使っております。有料であっても使う理由があるわけで、官がすべきこと、民がすべきこと、そこをしっかりと議論しながらこれから情報普及活動を整備していく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございませんか。

○横井特許情報室長 ちょっとだけ情報の補足ということで、先ほど、海外のユーザーの方も J-PlatPat を使われているのではないかという御指摘をいただきましたけれども、最近の IP アドレスから見ておりますので、完全な数字は分からないところもありますけれども、主な利用者は日本の方でして、8割近くが日本の方が使っているのかなという認識でございます。海外の方の使用はそれほど多くない状況でございます。また、海外といいたしても、日本の企業の方も海外にどんどん進出されていますので、日本の方が海外の現地事務所からアクセスしているところも含まれていようかと思えます。そういったところを考えますと、かなりの部分は日本の方が使われているのかなという認識をしておるところでございます。

あと1点、資料3の中で余り触れてなかったところですが、特許庁として、日本の審査結果を海外に発信していくというところも今後重要になってくると考えております。そういったときに海外に審査結果を発信するに当たって、どういった形で情報にアクセスする環境を整備していく必要があるかという観点についても検討が必要かと考えておりますの

で、第2回については、その辺も含めて御審議お願いできればありがたいと思っておるところでございます。

○後藤委員長 海外の人が使ってくれなくなるというのも、それはそれでまた問題かなという気もしないでもありませんが、時間の関係で、2番目の論点に進ませていただきたいと思います。住所につきましては、番地までは必要ないのではないかという御意見も多かったのですけれども、他方で、そこまでのところが簡単に利用できるということも、それなりに意味があるという御意見もあったと思いますが、この点は皆様の御意見はいかがでしょうか。

石井委員どうぞ。

○石井委員 先ほど個人情報の保護、それからプライバシーの観点からコメントさせていただきましたが、今後法制度を見直していくことを考えた場合の一つの選択肢としては、全ての大企業、中小企業、零細、個人、一切合財統一的に住所を概略として表記するという考え方の他に、選択制にしてみるというのものもあるかと考えております。個人情報保護制度におきましては、ヨーロッパは個人情報の取り扱い全てについて、非常に厳格な細かいルールを決める傾向にあります。それに対しまして、アメリカの場合は、基本的には民間企業に関しては自主規制を重視する。そうは言っても企業活動の透明性をきちんと高めることと、消費者に自分の情報の取り扱いについての選択権を与えることを促している面があります。

それから、判例法の発展を見ていきましても、プライバシー権というのは、私的な領域を守る、それから私的な情報を守るということに加えて、自己決定権という側面もあります。特に零細企業、個人が住所を書くというところに何か問題があるということでしたら、出たくない人に関しては、出さなくて済むようにするというような選択肢を与えてみるというのものもあり得るのではないかと思います。他方、大企業、中小企業に関しては、企業の連絡先を書くということでしたら、異動もあるでしょうし、細かいところまで書いても、そこまで大きな影響ないのかもしれないと思いました。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見ありませんか。本多委員どうぞ。

○本多委員 先ほど、簡単にアクセスできればということで申し上げました。ただ、一つ気になっておりますのは、公報に掲載してあるということであれば、公示の法的根拠があ

ということになります。その他の例えば J-PlatPat に載っているものについて、それが公示としての法的根拠になるのかどうか、法的な依拠性というのですか、それがちょっと心配な面がありますので、できれば公報に掲載してあるものの一部は見えるとか見えないとか、やり方が具体的には浮かんでこないのですけれども、法的な公示手段として担保されているものから確認できるような手段であって欲しいと思っております。

○後藤委員長 井上委員どうぞ。

○井上委員 井上でございます。発明者の名前であるとか、住所などの個人情報を使って特許検索をしております。たとえば、同姓同名の出願人を区別したり、対象とする企業の技術分析において発明者が誰かということを特定しながら技術を特定したりする場合があります。また、会社の場合は、同名の会社が多くあり、住所がないと、これは同じ会社なのか、違う会社なのか、区別が困難になります。このような情報が全てなくなるというのは、検索する上で不都合が生じるのではないかなと思っております。少なくとも企業が特定できる、出願人が特定できる、発明者が特定できるに十分な情報というのは欲しいと思います。特に個人の名前の場合ですと、名前だけ書かれると、同姓同名の方からちょっと特定できない場合があります。もう一つ、例えば県であるとか、何かいただけるとありがたいと思っております。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。

私も研究用でデータベースを使うときに、同姓同名の発明者を特定するときには、住所が非常に有効な情報なので、それが簡単に利用できるというのは非常にありがたいというのは日々痛感しているところであります。どうもありがとうございました。

釘宮委員どうぞ。

○釘宮委員 先ほども申し上げたのですが、個人の方が特許などを申請される場合も考えられるわけですので、それは全体の中では大きな部分ではないかもしれませんが、個人の方が個人情報の取り扱いについて、どの程度不安感を感じていらっしゃるかというと、検討の中に入れていただきたいと思います。例えば、これは民間の JIPDEC というところが今年調査したもので、一般消費者 1000 名を対象に個人情報に対する意識調査を行ったというものがあります。そこでは、これは企業がということなのですが、「個人情報を取り扱うということに関して、不安や不信を感じたことがありますか」という質問を 1000 人に対して行ったところ、全体の 68.7%が「不安を感じる」ということを答えて

います。また、「実際、個人情報に関連するトラブルに遭ったことがありますか」ということに関しては、51.5%は「迷惑メールが届くようになった」ということではあるのですが、あとは「心当たりがない会社からDMが届いた」というようなこと、あるいは「売り込みの電話が頻繁にかかってくるようになった」ということも、それぞれ25.3、18.2%の人が実際にそういったことに遭っているということがございます。

そういうことから考えると、今の状態がいいのかというと、そうではないのではないかと考えております。ただ、選択制というのはあると思います。会社などについては、もちろん全て情報が載っていることが、仕事の都合上必要なこともあると思います。ただ、個人が載せるときには、その個人がどこまで載せるかということについて選択できることもぜひ検討していただきたいと思います。

○後藤委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。仲田委員どうぞ。

○仲田委員 選択制というのは、個人の場合非常にいいのではないかと思います。もし私が個人発明家ならば、出願した情報を誰か見えて、ライセンスを受けたいという方や、それに関心のある情報や技術も情報として入ってくる。逆にむだな情報もいっぱい入ってくるので、迷惑だという方もおられるかもしれませんが、前向きの姿勢だったらばむしろ開示して、いろいろな情報が欲しいという逆の発想もあるわけであって。したがって、どちらを選ぶかは選択制が望ましいのではないかと思います。

以上です。

○後藤委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございませんか。

それでは、3番目の中小企業に対する情報普及施策という観点はいかがでしょう。

萩野委員、お願いします。

○萩野委員 先ほどは私どもの会社のことを全て話してしまったのですが、実は所属しております商工会議所の取組としても、何とか町工場、中小企業が持っている技術力を活かして、強い日本にするためにというベースのもとに、いかに知財を利用しているか、活用しているかという調査なども事務局のほうでしてくださっています。もちろんそこで何を聞くかというのは、そういうメンバーが集まって議論しているわけですが、ちょうどその結果をまとめる会が先週あって、松下課長にも出ていただいて、4600社を超えるところにアンケート出して、900社から返ってきて、そこから見えることをまたこれから解析して、

冊子などをつくって、先ほどの話とも重なってしまいますが、結局今関心を持っていない人に、どうやって目を向けてもらうかということを商工会議所としても取り組んでいただいております。

そういう中では、例えば先ほど私どもが提携して一緒に手を取り合いながら研究していると思ったけれども、奪われかねなかった。さっき申し忘れた中には、海外特許の情報も取っておかなければいけないと思ったのは、そのばれた会社が実は PCT 出願までしておりまして、図々しいにも甚だしいのですけれども、ただ、たまたまそういう調査をしていたから気付いたのであって、あれをのんびり構えて何も調査していなかったら、いずれ彼らから、「もう特許取っているから、お宅のはほかに売れないよ」とか、そんなことまで言われかねなかった。ましてや世界で出されたことに気付かなかったわけですので、そういった失敗例ですら活用いただけるのであれば、場があれば紹介したり、そういった良い面、悪い面、両方の面を商工会議所を中心にとというか、また特許庁等も一緒になって。あと東京都自身も、知財の窓口とか結構力を入れていて、私どもも法律相談などにそういうところに行ったこともありました。今はありがたいことに、非常に国を初めバックアップしてくださっている気持ちは十分に伝わるのですが、それを受けるほうとのマッチングが、まだ利用している人だけにとどまっているような感じがあるので、結論が私の中であるわけではないのですが、何かしないと。

今実はアメリカにしろヨーロッパにしろ、私どもの業界においては、いい材料をかなりあら探しをして探しに来ていて、ホームページなどを見たということで、例えば有名なコンピューターメーカーにしろ、ヨーロッパの時計メーカーがわざわざ、よくうちなんかを知ったねというぐらいに調べて。でも、私どもとしては生きていくことも大事なので、そこでうちで開発したいい材料を使ってもらいたいと思って提供するわけですが、半分冷や冷やししながらやっているのが現実でございます。実際にはそれは氷山の一角であって、いっぱい埋もれているいい技術を町工場も持っているのではないかと感じている次第でございます。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは時間が少なくなりましたが、最後に 1、2、3 どの論点でも結構ですけれども、何か特に発言しておきたいことがあればお伺いしたいと思います、いかがですか。

鈴木委員どうぞ。

○鈴木委員 2つ目の論点に関して先ほど言い忘れたのですが、公報に何を掲載するかという問題を考えるときに、例えば特許法の186条が特許庁長官に対していろいろな情報を請求することができることを定めており、実際これは非常に活用されていると思うのですが、公報に掲載されていない事項も、求めれば開示されるという情報がいろいろあると思うので、そういうルートでは何が開示されて、そのうちの何が公報に掲載されるべきかというふうを考える必要があるのかなと思います。すなわち、第2の論点をやる時には、公報だけに話を限定しないで、いろいろな情報の提供・開示の全体の中での公報という形の取り上げ方をしていただけたらと思います。

○後藤委員長 確かに全体的にどういう情報がどういう形で出ているかという中で、公報を位置づけて考えていくことは大事なことだと思います。どうもありがとうございました。

それでは時間がなくなりましたので、これまでいただいた御意見につきましては、今後事務局のほうで整理して、今後の検討に活かしていきたいと思いますので、何かその後でお気付きになったことや言い残したことがおありでしたら、メールなり直接事務局のほうへ御連絡いただければと思います。

特許庁長官挨拶

○後藤委員長 それでは、閉会の前に伊藤長官がお見えになりましたので、御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○伊藤長官 特許庁長官の伊藤でございます。今日は遅参してまいりまして申し訳ございません。また、足元の悪い中、皆さんお集まりいただきまして本当にありがとうございました。

後藤委員長の適切なさばきによりまして、簡潔かつ論点も明確に、第1回目としては非常に先の見通し、どういうことを議論していけばいいのかが分かる有意義な会議になりましたことに感謝申し上げたいと思います。今回このような形で特許情報に関する小委員会を初めて産構審のもとに設けたわけですが、特許情報というのは宝の山であり、このビックデータをどう活用するかは非常に重要です。まだまだ活用が十分でない。もっと活用できるのではないか。それこそ産業の振興、企業の活力を上げていくためにもこれは有効に使えるツールであり、ユーザーの観点、それは大企業もあれば中小企業、あるいは研究者の方のニーズもあるかと思います。また、国内だけではなくて、海外のユーザーも

JP0 のユーザーになってきますので、こういった観点も重要です。

もう一つは、そういった情報を提供するサイドの実態、構造、これは国際機関の WIPO とか EP0 もやっていますし、各国特許庁もやっている。JP0 もやっている。グローバルに活動されている皆さんなどは、外国のデータベースも活用しているような状況ですので、実態はどこまでできているのか。さらに、日本の民間の情報提供事業の方が、これまでどういう活動をされてきて、実態はどこまでやっておられて、どのようなサービスになっているのか。こういった提供サイドのことをきちんと我々も把握した上で、ユーザーとの関係を総合的に考えてみる必要があると思っております。

そういう実態を踏まえた上で、5 年ないし 10 年間ぐらいの見通しを持った、情報提供に対する方針をきちんとお示しすることが、投資やビジネスを展開する意味でも重要なので、その点をしっかり御勘案いただきながら詰めていきたいと思っております。

あわせて、情報提供の話は、先ほどのようなプライバシー保護の話とか、あるいは特許法の公報のあり方と裏表でございますので、この辺の論点も視野に入れて、制度改正も必要があればやるつもりで、この検討をまとめていきたいと思っております。さまざまな形で御意見、御協力をいただくことになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○後藤委員長 どうもありがとうございました。

今後のスケジュールについて

○後藤委員長 それでは、最後に、事務局のほうから今後のスケジュールについてお知らせがあるそうです。

○横井特許情報室長 次回ですけれども、第 2 回の委員会は委員の皆様の御都合を鑑みまして、12 月 21 日の午後を予定しております。詳細は追って事務局のほうから御連絡させていただきます。第 2 回の委員会では、本日の議論を踏まえまして、各論点についてさらに議論を深めていきたいと思えます。また、本日の配付資料につきましては、忘れずにお持ち帰りいただきますようお願いいたします。

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第 1 回情報普及活用小委員会を閉会いたします。どうも活発に御議論いただきまして、ありがとうございました。

閉 会